

1 今回の新信託法において主として民事信託が念頭におかれた規定

(1) 遺言代用信託の整備

- ① 遺言代用信託の定義と委託者による受益者変更権の留保（信託法90条1項）

死因贈与と同様にいつでも撤回できるとの趣旨

- ② 委託者の死亡の時以後に受益者が信託財産にかかる給付を受ける旨の定めのある信託においては、委託者が死亡するまでは受益者としての権利を有しないこと（同条2項）

コモンローでは信託は基本的に撤回不可能なものとされてきた。イギリスでは、現在でも原則として認めない。

しかし、アメリカ統一信託法典では、撤回可能信託を信託の中心類型として位置づけている。

アメリカでは撤回可能の遺言代用信託が広く利用されている。

それは、アメリカの遺言検認手続きが、時間と費用がかかるとともに一般にも公開されるため、その手続きを回避する必要からである（新井誠「信託法」有斐閣67頁）。

この点は、日本における状況とは大きく異なる。

(2) 後継ぎ遺贈型の受益者連続信託の明文化と期間制限（91条）

(3) 遺言信託の整備

- ① 受託者となるべき者として指定された者に対する信託引き受けの催告（5条）

- ② 委託者の相続人の権利義務（147条）

契約による私益信託においては、委託者の相続人は委託者の権利義務を承継しない。

(4) 受益者を指定又は変更する権利を有する者の定めのある信託に関する手続の整備（89条）

2 信託の受託に関する信託業法の規制

(1) 現行信託業法

信託業法3条により、信託業を行うには内閣総理大臣の免許が必要とされ、また管理型信託業を行うには、同法7条1項により内閣総理大臣の登録を受ける必要がある（同法107条により、金融庁長官に委任）。

信託業の定義については、同法2条1項により信託の引き受けを行う営業をいうとされ、営利の目的をもって反復継続的に他人から財産権の移転その他の処分を受け、一定の目的に従いその財産の管理または処分を行うことを引き受けることと解されている（「Q&A新しい信託業法解説」三省堂16頁）。

なお、管理型信託業の定義については信託業法2条3項

免許を受け、登録を行うことができるのは、株式会社（信託業法5条、7条）と信託銀行等に限られ、個人は不可。

報酬を得て信託を受託することは、信託業法の規制を受けることになる。

(2) 弁護士の受託と改正の動き

弁護士の業務として委任を受けた委任事項を処理するために必要な信託の受託は当然に可能と考えるべき。

弁護士法3条1項の趣旨

ちなみに埼玉司法書士会事件判決では、3条1項の「一般の法律事務」とは広く法律事務全般をさし、登記業務も含まれるので、司法書士会への入会は要しないとした（東京高裁平7. 11. 29・判時1557. 54）。もっとも司法書士法は、非司法書士の業務取り扱いにつき、他の法律に別段の定めがある場合はこの限りでないとしている（旧19条1項但書、現73条1項但書）。

商法502条の解釈として弁護士等の職業は営業に該当しないとされていることを根拠とするのは、小野傑（金融・商事判例No.1234金融商事の目）

受任した委任事務の費用として報酬を受領し、信託報酬としては受領しない形態もあり得る。

「信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令等の整備に関する政令」及び「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等による適用除外

但し、弁護士に限らず委任に伴う金銭の信託は除外されているが、無限定に除外することには問題がある。

また広くNPO、社会福祉法人も含めて信託業を行い得るよう改正する方向が示されている。

3 信託を利用した高齢者・障害者等の財産管理の必要性

(1) 高齢者・障害者の財産管理

成年後見制度の限界

補助、保佐等の本人が浪費をしてしまう場合

成年後見制度を利用できない場合—身体障害、難病など。

自益信託による財産管理

(2) 本人亡き後の配偶者や子の生活保障

① 遺産による生活保障

遺言信託と任意後見ないし法定後見の併用

遺言代用信託

ただし、信託では、信託利益の使用について関与できない。

② 後継ぎ遺贈型の受益者連続信託

後継ぎ遺贈は無効とするのが通説（大村淳志「後継ぎ遺贈論の可能性」信託取引と民法法理所収（有斐閣））

最判昭58. 3. 18（判時1075.115）は遺贈の趣旨を善解することを求める。

(3) 死後事務の委託

死後事務委任とそれにともなう金銭の信託

なお、民653条1号は任意規定。

金銭を預かることは、一種の信託である。

最判平成15年6月12日（民集57. 6. 563、判時1828. 9の深澤・島田補足意見）

永代供養信託

寺院自体が信託を受ける場合と信託銀行等が信託を受けて、寺院に支払をする場合があるが、後者については、現在受託する信託銀行等はほとんどない。

(4) 自己信託（第3条3号）の利用

親が子の扶養のために、財産を分離して自己信託をすることも、福祉型信託として想定されている（寺本昌広「新しい信託法」商事法務44頁）。

しかし、親が存命中は自ら管理すれば足り、信託までする必要性はほとんどないと思われる。扶養のために債権者の執行から解放される財産をつくるということが考えられるが、それでは詐害信託ともなりかねない。

4 債務整理と信託

前掲最判平成15年6月12日は、債務整理の委任を受けた弁護士が委任者から債務整理事務の費用にあてるため予め交付を受けて当該弁護士名で預金した場合は、当該口座に係る預金債権は当該弁護士の預金債権となるので、委任者の債権として、滞納税の徴収のために差し押さえることはできないとすとしたが、前記補足意見は信託法理が考えられるとする。

道垣内弘人「信託の設定または信託の存在認定」信託取引と民法法理所収参照

5 目的信託（受益者の定めのない信託 258条）

従来 of 通説では、信託が有効に成立するには、受益者が特定・現存することが必要であった。

動物を飼育するための信託、目的が特定の企業に限定されているため公益信託の許可を得ることができない信託などが対象。

アメリカではペットのための信託が行われている。

日本では、全く未知の分野。

信託管理人が必要となる。

6 信託の具体的な利用方法

(1) 一人暮らしの高齢者や重度の身体障害等で財産の管理が困難な場合

自己所有の財産につき、自己を受益者として、財産の管理を専門家に委託する信託を行う。

(2) 障害を持った子や配偶者等の生活保障を目的とする場合

税制上は特別障害者扶養信託（相続税法21条の4）

重度の心身障害者を受益者とする場合は、6000万円まで贈与税非課税。

パーソナルトラスト（生前贈与信託）

一部の信託銀行や信託会社が運用している。

(3) 親亡きあとの障害者や病弱等の配偶者の生活保障

① 遺言代用信託の利用

当初は、自己を受益者として信託を設定し、委託者の死亡と、次の受益者として指定された者の生存を条件等として、自己の子や配偶者等を死亡後受益者と指定するもの。

ただし、信託だけでは、受託者が行うことは財産の管理に限定される。しかも、信託の収益金が、現実には、障害を持った子供らのために使われるかという不安がある。

このため任意後見と併用することが必要。

② 遺言による他益信託

遺言により、子や配偶者を受益者とする信託を行う。

法定後見を開始し、また任意後見人を選任しておくことが必要となる場合もある。

③ 受益者連続信託の利用

受益者連続信託とは、まず受益者甲を指定して、甲生存中は甲のみが信託利益を取得することとし、甲死亡時に信託財産が残っている場合には、乙に信託の利益を取得させるというものである（法91条）。

この信託により、親亡きあとの障害者や判断能力が減退していたり病弱であったりする配偶者の生活を保障し、その子や配偶者が亡くなったあとは、法定相続としないで、公共機関等に承継させて、公共の目的に使用させるということが可能となる。

④ 不動産管理処分信託によるグループホームの経営

自宅をグループホームにして、障害を持った子には、自分の死後もこのグループホームに住まわせる。

但し、受託者がどこまで健全な経営を行い得るかという問題がある。

(4) 死後事務委託と信託

7 税制との関係

受益権を設定した段階で課税が発生する点に注意。

8 民事信託の展望

アメリカではファミリートラストが相当に発展している。

受託者としての弁護士役割も大きい。

しかし、日本ではまだかなり限定的な利用しかされていない。

信託銀行は、一般個人の小規模不動産の信託は引き受けない傾向にある。

新井誠編著「信託ビジネスのニュートレンド」（経済産業調査会292頁）は、公益法人、弁護士法人、司法書士法人、NPO法人が信託の担い手として注目されるとする。

以上